

各 位

株式会社 も み じ 銀 行

普通預金等共通規定及び振込規定の改訂について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2026年8月17日より、暗号資産交換業者宛のお振込における一部取引の制限を実施することに伴い、関連する規定を改訂いたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改訂する規定

- ・ 普通預金等共通規定
- ・ 振込規定

2. 主な改訂内容

- ・ 普通預金等共通規定

マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等への抵触のおそれがある場合の取引制限範囲を明確化。

- ・ 振込規定

現金による振込資金等について、取引制限・謝絶に関する条項を新設。

3. 新旧対照表

改訂内容の詳細は、別添の新旧対照表をご参照ください。

なお、改訂後の全文につきましては、当行ホームページ「定型約款（規定・特約）」に掲載いたします。

4. 適用開始日

2026年8月17日（月）

以 上

新旧対照表

①普通預金等共通規定

変更後（２０２６年８月１７日）	変更前（２０１９年１０月１日）	備考
６．取引の制限等 （３）前二項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁<u>に関する法令や官公署からの通知等</u>への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の<u>全部または</u>一部を制限する場合があります。 （４）前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、<u>もしくは経済制裁に関する法令や官公署からの通知等</u>への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。	６．取引の制限等 （３）前二項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 （４）前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。	

②振込規定

変更後（２０２６年８月１７日）	変更前（２０２１年４月１２日）	備考
<u>１４．振込資金が現金の場合における振込の制限・謝絶</u> <u>振込資金等が現金の場合において、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁に関する法令や官公署からの通知等への抵触のおそれがあると判断した場合には、取引の全部または一部を制限する場合があります。</u>		条項追加・ 条項繰上げ

<u>15.</u> 規定の変更 (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更するものとします。 (2) 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。	14. 規定の変更 (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更するものとします。 (2) 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。	
---	--	--